

令和8年4月24日
茨城運輸支局輸送担当

自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の意向調査の実施について
【水戸県央交通圏】

令和8年2月26日付け物流・自動車局旅客課長事務連絡「自家用車活用事業における曜日・時間帯及び不足車両数の設定等について」2.（2）に基づく、申出書の提出がありましたので、県央交通圏内に営業所を有するタクシー事業者に対して、下記のとおり意向調査を実施します。

記

- ・意向調査実施期間：令和8年4月24日（金）～令和8年5月14日（木）16時
（令和8年5月末を目処に各社に配分通知予定）
- ・対象事業者：①今後新たに自家用車活用事業を実施する予定のタクシー事業者
②令和8年2月末までに自家用車活用事業の許可を受けており、当該許可の満了後も再度許可を受け、自家用車活用事業を継続予定のタクシー事業者
※自家用車活用事業の実施予定のない事業者は提出不要です
- ・対象の曜日・時間帯及び不足車両数

	曜日	時間帯	車両数
①	金曜日・土曜日	16時台～翌5時台	35台

- ・意向調査票の様式：別掲の通り（「意向調査票提出にあたっての注意点」もご確認ください）
- ・意向調査票提出先：令和8年5月14日（木）16時までに、茨城運輸支局輸送担当へ
原則電子メールで提出してください。
《メールアドレス》ktt-ibaraki-yusou@ki.mlit.go.jp

以上

《連絡先》

茨城運輸支局輸送担当：岡野、藤井
電話番号：029-247-5348
（音声ガイダンス：1番）

意向調査票提出にあたっての注意点

- 本調査は、自家用車活用事業について各社の実施意向を確認するものです。本調査に基づき各事業者の使用車両数を配分しますので、以下に該当するタクシー事業者は、各運輸支局が定める期限までに意向調査票を提出願います。
 - ① 今後新たに自家用車活用事業を実施する予定のタクシー事業者
 - ② 令和8年2月末までに自家用車活用事業の許可を受けており、当該許可の満了後も再度許可を受けて自家用車活用事業を継続して実施する予定のタクシー事業者

- 複数の営業所で自家用車活用事業を実施する予定がある場合は、営業所ごとに別葉で作成して下さい。

- それぞれの曜日・時間帯ごとの各社からの使用希望車両数の合計が、不足車両数を上回った場合、希望に添えない場合がありますのでご承知おき下さい。また、使用希望車両数については、社内の体制やこれまでの稼働実績、今後の計画を踏まえ、実際に稼働見込みのある台数を記載してください。

なお、配分については、これまでの稼働実績を考慮し決定する予定です(※今後新たに自家用車活用事業を実施する予定のタクシー事業者は除く)。既に配分を受けているものの、長期間にわたって稼働の実績がない事業者から意向調査票の提出があった場合、実際の稼働見込みの有無について確認することがあります。

- 上記の通り稼働実績を参考にするにあたり、以下二点ご対応願います。
 - * 日本版ライドシェア輸送実績報告書の直近3ヶ月分の提出に漏れがないか確認の上で、漏れがあれば意向調査票とあわせて提出願います(前月分作成中の場合は前々月分までの3ヶ月分に漏れがないかご確認ください)
 - * 意向調査票に【これまでの NRS 運行実績等】欄を設けておりますので、記入願います(詳細は別紙をご覧ください)

※既に許可を受けている事業者のみなさまへ

- 既に令和8年2月末までに自家用車活用事業の許可を受けている事業者について、当該許可の満了日までは、令和8年2月末までに配分を受けた曜日・時間帯・車両数で運行可能です。

- 引き続き自家用車活用事業を継続する場合、改めて許可を受けることとなりますが、当該許可の始期以降は、今回配分を受ける曜日・時間帯・車両数で運行することとなります。

以上

意向調査票の【これまでのNRS 運行実績等】欄について

※ 今回新たにNRSを実施する事業者は記入不要です

※ 従前に配分通知を受けている事業者は必ず記入してください

	曜日・時間帯		既に配分されている 車両数		R7.12.1～R8.2.28における 稼働台数の合計	
				台		台
①	月曜日～金曜日	7時台 ～ 10時台		台		台
②	金曜日・土曜日	16時台 ～ 19時台		台		台
③	土曜日	0時台 ～ 4時台		台		台

○「既に配分されている車両数」欄について

→各時間帯毎にこれまで配分を受けた総数を記載してください
(複数回配分を受けている場合は合算してください)

○「稼働台数の合計」欄について

→指定された期間内(3ヶ月間)で、各曜日・時間帯の稼働台数の合計を記載してください
なお、カウント方法は以下のとおりです

- ▶ 1人のドライバーが、同一の日の、異なる時間帯にそれぞれ稼働した場合
(上記の画像の例の場合、1人のドライバーが、とある金曜日の①7時台～10時台と
②16時台～19時台にそれぞれ稼働した場合)
→それぞれの時間帯(①と②)に1台ずつカウントしてください
- ▶ 1人のドライバーが、同一の日の、同一の時間帯にそれぞれ稼働した場合
(上記の画像の例の場合、1人のドライバーがとある金曜日の①7時台～10時台のうち
7:00～8:30と9:30～10:59の2回稼働した場合)
→①の時間帯に1台カウントしてください(重複してカウントしないでください)
- ▶ とあるタクシー事業者が、①月～金の7時台～10時台に3台の配分を受け、A～Dの
4人のドライバーにより運行している状況で、とある月曜日に、ドライバーA氏とB氏はと
もに7:00～10:59の間フルで稼働、C氏は7:00～8:30、D氏は9:30～10:59に稼働した
場合
→①の時間帯には3台カウントしてください(C氏とD氏で1台としてください)
※配分台数を超えての同時稼働はありえないためこの場合は最大3台となります
※ただし、上記の状況で、D氏は休み、A氏は7:00～8:30、B氏は8:45～9:45、C氏は
10:00～10:59で稼働した場合、同時稼働はしていないものの同じ①の時間帯に3人
が稼働していることから、3台とカウントしてください。

以上